

くわのみ後援会 会則

第1条(名称)

本会は、くわのみ後援会と称する。

後援会費は、年額 一口 1,000円です

第2条(目的)

本会は、桑の実福社会が運営する事業に対して経済的な援助をすることを目的とする。

第3条(事業)

本会の目的達成のために、家族連絡会と共同でバザーや販売活動及び地域啓発活動を行う。

第4条(会員及び会費)

会員は会費を納入した者と、それ以外の寄付をもって協力した者とする。会費は年額一口 1,000円とし、口数は任意とする。

第5条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、会計 若干名、監事 若干名、監査 2名

第6条(役員の任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ③ 監事は、会の運営を協議する。
- ④ 会計は、会の収支にかかるすべての業務を行う。
- ⑤ 監査は、本会の会計監査を行い、その結果を役員会に報告する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条(運営)

会議は、会長が招集し、役員会が会務の執行に当たる。その経費は、会費及び寄付金をもって賄う。

第9条(会計)

- ① 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- ② 会長は、会計年度ごとに決算を行い、監査による会計監査を経て、これを役員会に報告し、承認を受けなければならない。

第10条(入会申込)

本会の入会は、申込み用紙に必要事項を記入し、会費を納入することで、申込とする。

附則(施行年月日)

この会則は、昭和63年5月1日より施行する。

(平成8年 4月1日 改正) (平成12年4月1日 改正) (平成14年4月1日 改正)

振込先のご案内

ゆうちょ銀行 くわのみ後援会
口座番号 00510-7-76074

お問い合わせは
くわのみ後援会事務局

〒370-0121
群馬県伊勢崎市境女塚 2883-1
TEL 0270-74-0811
FAX 0270-74-0903

くわのみ後援会申込書

(新規・更新)

申込日 年 月 日

氏名			
口数	口	円	
住所	〒		
紹介者		備考	
新規	更新	○をつけてください	

領収証

様

口 円

年度 後援会費として、領収いたしました。

平成 年 月 日

くわのみ後援会長

取扱者 印